

平成 27 年度 柔道専門分科会 臨時理事会

日時：平成 27 年 9 月 9 日（水）12 時 30 分
於 日本体育大学 世田谷キャンパス 教育研究棟 2 階 1201 教室

- 資料：
- 1) 平成 27 年度柔道専門分科会議事次第
 - 2) 役員一覧（平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）
 - 3) 会則

議事次第：

1. 報告事項

現役員の任期満了について（資料 2）

2. 審議事項

次期会長の選出について

3. その他

日本武道学会 柔道専門分科学会 役員一覧

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

内訳：

会長	菅波 盛雄※	順天堂大学
副会長	山崎 俊輔	甲南大学
	高橋 進	大東文化大学
理事長	林 弘典	明治国際医療大学
理事	村山 晴夫	獨協医科大学
	佐藤 伸一郎	拓殖大学
	南谷 直利	北陸大学
	上水 研一朗	東海大学
	松田 基子	大阪体育大学
	鈴木 桂治	国士館大学
	鈴木 貴士	金沢工業大学
	村田 正夫	大阪成蹊大学
	田辺 陽子	日本大学
	山田 利彦	了徳寺大学
監事	増地 克之	筑波大学
	廣川 充志	桐蔭横浜大学
事務局長	桐生 習作	公益財団法人講道館

※菅波会長は、本務校の業務増に伴い、今期をもって会長を辞退

柔道専門分科会 会則

平成 25 年 9 月 12 日 制定

日本武道学会会則第 6 章第 29 条「支部及び専門分科会の規定は別に定める」に基づき、柔道専門分学会の規定を以下の通りに定める。

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、日本武道学会柔道専門分科会（英文名：Japanese Academy of Judo）と称する。

第 2 条 本会事務局は、つくば市天王台 1-1-1 筑波大学体育系柔道研究室内におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は柔道の科学的研究調査を行い、武道学（柔道）の発展普及につとめ、会員相互の研究上の連絡提携をはかり、会員の学術研究の向上に寄与する。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学会大会時に研究発表会又は講演会等を開催する。
2. 研究の助成
3. 内外における情報の交換
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会は会員（会費納入者）から成る。但し、会の名誉を著しく傷つけた場合は除名されることがある。

第 6 条 外国人の会員は前条の会員の項に準ずる。

第 7 条 会員は年会費（2,000 円）を納入しなければならない。

2. 会費は当該年度中に納入するものとする。
3. 会費を 2 ケ年以上滞納して催促に応じない場合は退会者とみなす。

第 8 条 会員は本会の営む事業に参加することができる。

資料 3
平成 27 年度柔道専門分科会臨時理事会
平成 27 年 9 月 9 日

第 4 章 役員

第 9 条 本会に次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 2 名以内
理事長 1 名、理事 7 名以上 15 名以内
監事 2 名

第 10 条 会長は本会を代表する。

第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第 12 条 会長、副会長は理事会及び評議員会の推薦に基づき総会において推挙する。

第 13 条 理事は、理事会を組織して、本会の業務を議決し、執行する。

2. 理事長は理事会を代表し、会務を掌理する。

第 14 条 監事は本会の業務執行の状況並びに会計を監査する。

第 15 条 役員の任期は 3 カ年とし、再任を妨げない。

第 16 条 理事の選出は、理事会及び会長の推薦によって選出することができる。

第 17 条 理事会は、互選により理事長 1 名を選出する。また、監事は理事会で選出する。

第 18 条 日本武道学会の顧問及び名誉会員に選出された会員は、分科会の会費を免除する。

第 5 章 会議

第 19 条 本会の会議は総会、理事会とする。

第 20 条 総会は会長が招集し、年 1 回（武道学会大会期間中）これを開き、当日出席の正会員を以て構成し、議事は出席者の過半数の賛同によって決する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会は次の事項を行う。

- (1) 会長、副会長の推挙
- (2) 会務の報告
- (3) 予算決算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要事項

第 21 条 理事会は、会長、副会長、理事、および監事により構成される。

2. 理事会は理事長がこれを招集し、理事構成員数の 3 分の 2 以上の出席によって成立す

資料 3
平成 27 年度柔道専門分科会臨時理事会
平成 27 年 9 月 9 日

る。但し、当該議事について書面を以てあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 理事会は次の事項を行う。

- (1) 事業報告並びに収支決算の審議
- (2) 事業計画並びに収支予算の審議
- (3) 総会への提案事項の審議
- (4) 総会から委託された事項の審議
- (5) 本会の事業運営に関する事項
- (6) その他必要な事項

第 22 条 すべての会議には、議事録を作成する。

第 6 章 会計

第 23 条 本会の経費は会費、本部補助金、寄付金、その他の収入を以てそれに充てる。

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 章 会則の変更

第 25 条 この会則は、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ総会の議決を経なければ変更することができない。